

## 平成 29 年度 第 1 回 石狩市環境審議会 議事録

○ 日 時 平成 29 年 11 月 27 日 (月) 10 時 00 分から 11 時 40 分

○ 場 所 石狩市役所 5 階 第一委員会室

○ 議 題 1) 会長・副会長の選任  
2) 海浜植物等保護地区(親船地区)の拡大について(諮問)  
3) (仮称)石狩望来風力発電事業に係る環境影響評価方法書について(報告)

○ 出席者(敬称略)

### 環境審議会委員

|     |     |    |     |    |    |
|-----|-----|----|-----|----|----|
| 委 員 | 菅澤  | 紀生 | 委 員 | 高橋 | 英明 |
| 委 員 | 長谷川 | 理  | 委 員 | 松島 | 肇  |
| 委 員 | 浜尾  | 和美 | 委 員 | 加藤 | 光治 |
| 委 員 | 氏家  | 暢  | 委 員 | 尾形 | 優子 |

### 事務局

|          |    |     |          |     |    |
|----------|----|-----|----------|-----|----|
| 環境市民部長   | 新岡 | 研一郎 | 環境政策課長   | 佐々木 | 大樹 |
| 環境保全課長   | 新関 | 正典  | 環境保全課主幹  | 宮原  | 和智 |
| 環境政策担当主査 | 武田 | 知佳  | 自然保護担当主査 | 木本  | 明美 |
| 環境政策担当主事 | 中村 | 洸太  |          |     |    |

### 関係説明員

|              |    |    |
|--------------|----|----|
| 望来古平風力発電株式会社 | 渡辺 | 義範 |
| 望来古平風力発電株式会社 | 村井 | 雄大 |
| 株式会社建設環境研究所  | 森田 | 正之 |
| 株式会社建設環境研究所  | 瀧本 | 育克 |
| 株式会社建設環境研究所  | 佐藤 | 軌文 |

○ 傍聴者数 5 名

## ○ 審議内容

### 【事務局 佐々木課長】

それでは定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。本日は大変お忙しい中、またお寒い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。当審議会の事務局、環境政策課の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の開会に当たりまして、環境市民部長の新岡よりごあいさつ申し上げます。

### 【事務局 新岡部長】

環境市民部長の新岡でございます。本日はよろしくお願いいたします。開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本市は環境基本条例、環境基本計画に基づき、市、事業者、及び市民が協力して、地域における環境政策を総合的かつ計画的に取り組むこととし、省資源、省エネルギー施策やごみの減量化などに努めて参りました。

特に近年では、京都議定書の後継としてパリ協定が締結され、温室効果ガス削減に対する強い気運が高まってきております。本市におきましても、昨年度改定いたしました「第3期 石狩市役所の事務・事業に関する実行計画」におきまして、国の掲げる高い削減目標に沿って、平成42年度までに温室効果ガス排出量を約40%削減することを目指し、その達成に向けて環境省補助を活用した省エネ機器への更新や、太陽光、バイオマスなど、再エネの導入に取り組んで参りました。

また、さらに環境負荷の低減につながる先進的な取り組みとして、石狩湾新港地域を舞台に、電気抵抗がゼロとなり長距離の送電が可能となる超電導直流送電実証研究の支援、次世代の二次エネルギーとして期待されている水素社会の実現に向けた構想の検討なども進めております。

本審議会におきましては、今回の改選によりまして4名の方を新たに委員としてお迎えしており、より一層、本市の各環境施策に関しまして、委員の皆様から活発なご議論を賜れば幸いと存じます。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますがごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 【事務局 佐々木課長】

ありがとうございました。

今年度は、審議会委員の改選の年に当たっており、委員構成につきましては委員名簿に記載のとおり、学識経験者が6名、関係団体からのご推薦5名、市民公募2名の計13名で構成しております。

なお、ご就任いただきました皆さまの委嘱状につきましては、誠に恐縮ですが、机上に配布させていただいておりますことをご了承いただきたく存じます。また、新たに審議会委員になられた方には、昨年度の環境白書（平成28年度版）を併せて配布しておりますので、お時間ございますときにご一読いただければ幸いと存じます。

続きまして、本日、初回の審議会の開催となりますので、自己紹介を行ないたいと存じます。はじめに、本日出席しております市、環境保全課及び事務局からご挨拶いたします。

それでは環境保全課、新関課長からお願いします。

**【事務局 新関課長】**

おはようございます。環境保全課長、並びに兼務である海浜植物保護センターのセンター長もしております、新関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局 宮原主幹】**

おはようございます。環境保全課主幹、兼、石狩海浜植物保護センターの宮原と申します。よろしくお願いいたします。

**【事務局 木本主査】**

おはようございます。環境保全課、自然保護担当主査、兼、石狩海浜植物保護センターの木本と申します。よろしくお願いいたします。

**【事務局 武田主査】**

石狩市役所環境政策課、主査の武田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局 中村主事】**

環境政策課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

**【事務局 佐々木課長】**

次に、委員の皆さま方におかれましても、本日はじめての顔合わせの方もいらっしゃると思いますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、菅澤委員から反時計回りでお願いいたします。

**【菅澤委員】**

はい。弁護士の菅澤です。よろしくお願いいたします。

**【高橋委員】**

道立総合研究機構の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

**【長谷川委員】**

EnVision 環境保全事務所、長谷川といいます。よろしくお願いいたします。

**【松島委員】**

北海道大学農学部の松島と申します。海浜植物保護センター運営委員会の会長もしております。よろしくお願いいたします。

【尾形委員】

市民公募の尾形優子と申します。石狩市民と市が協働で取り組んでおります、ハマナス再生プロジェクトに参画して、再生プロジェクトの商品企画なども行っております。よろしくお願いいたします。

【氏家委員】

JA いしかりの氏家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【加藤委員】

石狩商工会議所の加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

【浜尾委員】

JA 北石狩厚田支所の浜尾と申します。初めてですので、よろしくお願いいたします。

【事務局 佐々木課長】

ありがとうございました。

また本日、あいにく所用によりご欠席となっております委員を私からご紹介いたします。

まず、北海道大学 大学院工学研究院 循環計画システム研究室の石井一英准教授。それから、北海道大学 大学院地球環境科学研究院の藤井賢彦准教授。続きまして、石狩湾漁業協同組合の丹野雅彦代表理事組合長。石狩市連合町内会連絡協議会の酒井敏一会長。市民公募の森田瞳委員でございます。

なお、当審議会の委員総数 13 名に対しまして、本日 8 名のご出席をいただいております。過半数に達してございますことから、石狩市環境審議会規則第 4 条第 3 項の規定によりまして、当審議会会議が成立しておりますことを併せてご報告いたします。

それでは、最初の議事に入りたいと思います。まず、議事 1) の「会長、副会長の選任について」でございますが、石狩市環境審議会規則、第 3 条第 1 項に基づき、委員の互選となっております。

立候補、あるいは推薦という手法があろうかと存じますが、会長と副会長の選出について、どなたかご発言などございますでしょうか。

【加藤委員】

よろしいですか。

【事務局 佐々木課長】

はい、加藤委員。

【加藤委員】

前任期に引き続きまして、会長には菅澤委員、副会長には高橋委員でお願いしたいと思っております。

【事務局 佐々木課長】

ただいま、加藤委員から会長に菅澤委員を、副会長に高橋委員を推薦するご意見がございましたが、皆さまいかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局 佐々木課長】

ありがとうございます。それでは会長に菅澤委員を、副会長に高橋委員を選出いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれより先につきましては、菅澤会長に議事の進行をお願いしたく存じます。菅澤会長、よろしくお願いいたします。

【菅澤会長】

では改めまして、菅澤です。よろしくお願いいたします。それでは引き続き議事を進めます。

ここで次の議題に入る前に、今年度の審議予定について事務局からご説明いただきます。

【事務局 佐々木課長】

それでは座ったままで続けさせていただきます。

今年度における諮問案件といたしましては、本日の次の議題であります「海浜植物等保護地区（親船地区）の拡大」の1案件を予定させていただいております。

また、諮問事項ではないのですが、情報共有を目的といたしまして、本日3番目の議題としております「(仮称) 石狩望来風力発電事業に係る環境影響評価方法書」につきまして、ご報告申し上げます。さらに来年、年明けの2月頃になろうかと存じますが、今年度2回目の審議会におきましては、海浜植物等保護地区の拡大に関してご答申いただくとともに、本市の環境施策全般に関する年次報告書でございます「環境白書」について報告を予定しております。

以上でございます。

【菅澤会長】

ありがとうございます。

それでは、本日の議題2) について、諮問をお願いいたします。

【事務局 新岡部長】

石狩市海浜植物等保護地区（親船地区）の拡大について、石狩市海浜植物等保護条例第3条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。石狩市長、田岡克介。よろしくお願いいたします。

【菅澤会長】

はい、分かりました。

それでは今、市長からこの件について審議会で意見を求めますとありましたので、これについての審議を行いたいと思います。

はじめに、事務局から「石狩市海浜植物等保護地区（親船地区）の拡大について」の説明をお願いします。

【事務局 宮原主幹】

それでは私の方から、資料に基づいて説明させていただきます。失礼ながら、座って説明させていただきます。

資料ですが、お手元にホチキス留め4枚のものが1部、「海浜植物等保護条例」というホチキス留め2枚のものが1部、「海浜植物等保護条例施行規則」という裏表の1枚のもの、計3部ございますか。

それでは説明させていただきます。

まずは、4枚ものの資料をめくって1ページ目をお願いいたします。

今回の指定に関します経緯ですが、石狩海岸地域につきましては、北海道自然環境保全指針において「すぐれた自然地域」に指定されるとともに、大都市近郊において、海岸砂丘の生態系を色濃く残す自然海岸として全国的にも大変貴重な地域となっております。

しかし一方で、これらの自然につきましては、レジャーをはじめとする過度な利用、例えば、バギー車や4輪駆動車の乗り入れ、ハマボウフウなどの植物の過度な採取、ごみの不法投棄といったものによって次第に失われつつあります。貴重な自然を保全し後世へ残していくため、これまで市では、昭和53年に石狩川河口地区16.5haを始め、海浜植物等保護地区を指定しております。こちらにつきましては3枚目の別図をご覧くださいでしょうか。こちらが現在指定しております海浜植物等保護地区及び、これからの拡大地区になっておりますが、現在の指定状況について年代の古い方からご説明しますと、河口地区が昭和53年に指定しております。続きまして平成24年に聚富地区の7.8ha、続きまして平成25年には海水浴場を挟み、弁天地区3.0ha、親船地区11.9haを保護地区に指定しております。

今回、拡大を予定していますのは、親船地区から西側へ距離にして約1.2km、面積では約15haの区域となっております。

続きまして1ページ目に戻っていただけるでしょうか。さらに北海道、石狩湾新港管理組合、石狩市などからなる石狩浜環境保全連絡会議では、市の条例によって保護地区を段階的に拡大していく方向で合意しております。今回の拡大についても既に協議が整っているところとなっております。

続いて指定の事由ですが、今回の拡大を予定しております区域は既に保護地区に指定しております区域と同様に多様な植生が見られ、石狩浜（石狩川河口左岸地区）が生育の北限とされており、イソスミレ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）の群落も確認されています。

一方で、バギー車やオフロード車の乗り入れなどにより作られた最大のクレーター（直径約30mを超える窪地）がある区域でもあり、今後も更なる植生等の破壊が懸念されていることから、今回貴重な自然環境を保全し次世代へ残していくため、親船地区を拡大して保護地区に指定するものでございます。

あと、今申し上げたクレーターの部分ですが、「クレーター」と通称で記載させていただいております。正確な用語では、既に松島委員からご教示いただいたところですが「ふうしょくおうち」となっております。漢字で書きますと風に、「しょく」は食べるです。これで風食。「おうち」は凹凸の凹、凹むという字の凹に、地面の地で「風食凹地」というのが正確な用語になっておりますので、補足させていただきます。

位置及び面積につきましては、先ほどの図面でもご説明したとおりとなっております。

指定の効果につきましては、看板の設置や車止め柵の補強、監視員の設置により、車両の進入等を規制することで、海浜植物等が将来にわたり良好な状態で保全されるということが、指定の効果となっております。

続きまして、規制の内容ですが、こちらに関しましては、石狩市海浜植物等保護条例に規定する「自然ふれあい地区」といたしまして、禁止又は制限する行為を定めております。

禁止する行為としましては、そちら記載のとおり工作物の新築や立木の伐採、植生の維持に影響を及ぼす植物採取などとなっております。また制限する行為としましては、行商、募金その他これらに類する行為や業として行う写真又は映画等の撮影などであり、これらを市長の許可が必要な行為として規定しております。

この規制内容に関連しまして、海浜植物等保護地区について若干補足しますと、別添の違う資料の「石狩市海浜植物等保護条例」をご覧ください。石狩市海浜植物等保護条例の第2条をご覧ください。

第2条にありますとおり、石狩市の海浜植物等保護地区は、生態系保護地区と自然ふれあい地区の二つの区分がございます。生態系保護地区は、海浜植物等の生態系を保護するため規則で定める区域。自然ふれあい地区は、自然とのふれあいを通じて海浜植物等を保護するため、規則で定める区域となっております。

この二つの地域は規制する内容も少し異なっております。生態系保護地区につきましては第4条に、また自然ふれあい地区につきましては第4条の第2項、2ページ目の方ですが、そちらに禁止事項を記載しております。

両地区とも工作物の新築や立木の伐採などを禁じておりますが、異なりますのは、生態系保護地区では第4条（2）で「立木の伐採又は植物の採取」を禁止しているのに対し、自然ふれあい地区では第4条第2項、2ページ目の（2）で立木の伐採を禁止しているのは生態系保護地区と一緒になのですが、植物につきましては（3）に「植生の維持に影響を及ぼす植物採取」としております。逆に言いますと、植生の維持に影響しない軽微な採取までは禁止していないということになっております。

また、この二つの区分の具体的な指定区域ですが、そちらは1枚ものの「海浜植物等保護条例施行規則」に規定しております。海浜植物等保護条例施行規則の裏面の図面をご覧くださいとお分かりかと思いますが、河口地区と聚富地区は生態系保護地区、弁天地区と親船地区は自然ふれあい地区と規定しております。

海水浴場を挟みます弁天地区、親船地区に関しましては、昔から春にはハマボウフウや秋にはハマナスやアキグミの実の採取などを楽しむ地域住民の方がいらっしゃるほか、小中学校の環境教育の場になることもあることから、自然と触れ合いながら保全を目指す区域として規定

しているところとなっています。今回はこの自然ふれあい地区である親船地区を拡大しようとするものでございます。

最後に、この指定に関してのスケジュールですが、先ほどの資料4枚目の別表を参照いただけるでしょうか。区分の上から4段目にあります今回の環境審議会への諮問のあと、市民参加手続き関連で申しますと、その下にありますパブリックコメントを来月12月5日から来年1月5日までの1ヶ月間を予定しております。そのパブリックコメントで頂いた意見とその回答などもこの審議会へご報告したいと考えておりますけれども、答申の方は2月頃に頂ければと考えております。

これは市民参加手続きを終えた上で、土地の管理者である北海道から占用許可を受けます。これは区分の2段目に記載しているものですが、この手続きに関しましては、保護地区の指定に合わせて設置する看板や車両進入防止柵といった構築物を設置するに当たって必要な許可になっており、この許可についても協議は整っているところでございますけれども、具体の事務に関しましては2月から3月にかけて予定しております。

これらを経て、最終的には下の方にありますように3月に規則改正を行い、公布。1ヶ月程度周知期間を設け、5月に施行して保護地区を拡大するように考えております。

以上、簡単ではございますけれども、事務局からの説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【菅澤会長】

はい、ありがとうございます。委員の皆さまからご質問・ご意見を頂くのですが、私の方から何点か前提の質問をさせていただきたいと思います。まず現況は砂地なのか、木が生えているのか、草が生えているのかというご説明と誰が所有している土地なのか。まず大きな話で、その点をご説明をお願いします。

【事務局 宮原主幹】

現況につきましては、いずれも海浜地区なのですが、簡単に言いますと海浜植物が植生されている状況です。所有者につきましては、こちらは一般公共海岸と海岸保全区域になりますが、管理自体は北海道がしております。所有地という意味では国有地かとは思いますが、管理自体は海岸法で決められておりまして、北海道知事が管理しております。

【菅澤会長】

そうすると、規制をしなくとも工作物などはそうそう簡単に建てられる場所ではないですね。

【事務局 宮原主幹】

海岸管理者としてある程度の規制はされていると思いますが、今回は特に海浜植物等の保全という意味もありまして、車両の乗り入れ等も厳密に防ぎたいという意味で、なおかつ柵なども設置したり、監視員を置いて監視したりしたいという意図もございまして、市の条例で規制したいと考えております。

【菅澤会長】

それでは、既に指定されているところはしっかりと保全されていて、車などが乗り入れないようになっているのか。それとも現在のところ車が自由に入っていて、踏み荒されてしまっている状態なのか、その辺りはどうなのでしょう。

【事務局 宮原主幹】

一応監視員を4月から10月まで2名置いて、毎日朝8時から16時まで監視しております。その中で実際の報告等を受けますと、河口地区でバギーのタイヤの痕跡があったり、実際に入ってきたバギー車に注意したりすることが月に数件ございます。そういったことで監視等している中で、ある程度の保全はされていると考えております。

【菅澤会長】

現在未指定の、これから拡大していこうというところは自由に使われている感じなのですね。

【事務局 宮原主幹】

そうですね、NPO法人のいしかり海辺ファンクラブというところがございます、そちらとの協働事業で月に1回、パトウォークと言いまして、その区域を回って、入っている状況などの監視をしているのですが、基本的には何も網が掛かっていない地域ではありますので、入られているということもあるかと思います。

【菅澤会長】

私自身、あまり浜の方に行く機会がないのですが、大分前にごみ拾いのボランティアに行ったときに、ごみを拾っている家族とその隣でわいわいバギーをやっている家族とが混在しているような感じに認識していたのですが、そのようなものを止めたいというのが立法の趣旨ですよ。そして、この未指定の地域を指定することによって、やってはいけないと思ってもらい、そのようなことがなくなっていくと良いという、そうしたことのためであると考えれば良いですかね。

【事務局 宮原主幹】

はい。

【菅澤会長】

はい。では私の方で進めてしまいましたが、委員の皆さまからご意見・ご質問お願いいたします。

【松島委員】

北海道大学の松島です。今のご説明を少しだけ補足させていただきますと、指定上、法律上は海岸法が掛かっておりまして、工作物の設置に関しては道知事の許可が必要になる地域にな

っております。そして、新しく指定しようとしている拡大予定地域ですけれども、北海道の方が一応ロープを張っていきまして、それで大分少なくなっているという状況なのですが、それを柵で囲うことで、おそらくは大分守れるのではないかと、ある程度目途がついたという形になっております。

ただ、管理者である道の方たちがしょっちゅう見回るわけにはいかなくて、現実にはいしかり海辺ファンクラブという市民の方たちや監視員さんが、こちらの方まで足を延ばしたりして確認している状況になっていますので、その管理を実質化していく上で、石狩市が管理できるよう拡大できないかという話になっています。

【菅澤会長】

ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

【加藤委員】

例えば、この審議会の答申がこのスケジュールを見ますと2月なのですが、今ロープなどを張っていると松島委員から伺ったのですが、実行予算としては当然市がPRなど、色々なものを作る予算を確保すると理解してよろしいのでしょうか。

【事務局 新関課長】

来年度予算で柵の設置など、そういったものについては予算要求している状況でございます。

【加藤委員】

今言われたように防止柵などの予算要求をしているとのことですが、2月に審議会として答申を出すので、予算はおそらくその前の1月くらいに決定してしまうと思いますので、実行予算を確実に確保してもらわないとこの趣旨が活かされないと思うので、よろしく願いしたいと思います。

【菅澤会長】

ほかにいかがでしょうか。

これは条例の文言のことで、第4条の6で車馬の乗り入れが禁止されるというところでは、オフロードの車と、それからバギーが車に当たるのだと思うのですが、これは馬も一緒に規制されているのですが、馬もやはりかなり植生に影響があるということで一緒に規制されているのでしょうか。この当時の立法事由は分かれますか。

【事務局 宮原主幹】

石狩市内でも一部地域では乗馬クラブがありますので、今指定していない一部地域でも馬が歩くというような状況がございます。それを想定してかどうかははっきりとは申し上げられま

せんが、正確なところは分かりませんが、そういった状況も踏まえてのことかと思います。

【菅澤会長】

状況というのは規制をしたいということなのですかね。

【事務局 宮原主幹】

そうですね。指定するところに関しましてはそういったものも、ということになりますね。

【菅澤会長】

植生にはやはり影響があると。踏むことは間違いないですものね。

【事務局 宮原主幹】

そうですね。

【事務局 新関課長】

乗馬クラブですと馬だけではなく、人も歩いたりという部分もあるので、やはり規制する方がよろしいかと思います。

【菅澤会長】

厚田の方で海岸を走りますという広告を見たことがありますが、それはそれでやっているわけで、そこは別に規制をしようということではないわけですね。

【事務局 宮原主幹】

今回はそうですね。

【菅澤会長】

そこは植生を守るべきものがあるのかどうか分かりませんが、その辺りに比べたらここは植生が貴重だから止めてほしいということですね。

【事務局 宮原主幹】

はい。

【菅澤会長】

何となく今後、鳥取のラクダのように、こういう規制が邪魔になってしまうと困るという気はしたのですが、ここは指定の区域だけなので、この条例を変えないと馬は良しとすることはできないと思いますけれども、問題はなさそうですね。蛇足ながら質問させていただきました。

ではよろしいですかね。事実上規制があって、それを確実にしようという趣旨があって、それほど何か市民の生活に影響があるわけではないという感じがします。

それから、これはオフロードやバギーで困っているという話ですけれども、例えば、水上バイクなどのためにも車で引っ張ってきますよね。そういうものもこうした地域に入ってしまった状態があるのですかね。

【事務局 宮原主幹】

あると思います。

【菅澤会長】

そういうものも、これでより規制していこうということですかね。

【事務局 宮原主幹】

はい。

【菅澤会長】

分かりました。では、ほかに意見がなければ原案どおり、妥当とする旨、審議会で答申するということでよろしいでしょうか。

はい、では原案どおりということとします。

では次の議案に移りまして、「(仮称) 石狩望来風力発電事業に係る環境影響評価方法書について」の報告をお願いします。

【事務局 佐々木課長】

それでは、はじめに私からご説明いたします。

大規模風力発電事業の実施につきましては、環境影響評価法などに基づきまして、事業の実施による環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価することが求められております。

しかしながら本事業におきましては、出力規模が最大5,000kW未満であることから、環境影響評価法あるいは北海道環境影響評価条例に該当しないため、事業者により、法令等に基づかない自主的な環境影響評価、いわゆる自主アセスを実施しまして、その調査、予測及び評価を通じて、環境の保全の観点からより良い事業計画にしようということで取り組まれているところでございます。

本日は、その自主アセスの第1段階であり、「どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのか」という計画をまとめた方法書の内容につきまして、事業者からご説明いただきます。

なお、本日の資料である環境影響評価方法書に関しましては、去る11月6日(月)から1ヶ月間、縦覧を行うとともに、意見の募集が行われているところであります。

本日は望来古平風力発電株式会社様、それから調査会社でございます株式会社建設環境研究所様にお越しいただいておりますので、事業概要・方法書のご説明とご質問等につきましては、直接ご対応いただきたいと存じます。

【菅澤会長】

説明の前に、これは自主アセスですが、石狩市として意見を言う、あるいは事業者さんたちは石狩市長の意見を求めると、そういうことなのですか。

【事務局 佐々木課長】

自主アセスでございますので、法律に基づき、市長の意見を求めるという手続きはございません。本日報告いたしまして、その部分につきましては、事業者さまの方で今後の方法書の確定あるいは、準備書、評価書に向けて斟酌して進めていただくというものです。

【菅澤会長】

事実上の意見は求めるということですね。

それではお願いいたします。

【事務局 佐々木課長】

よろしくお願いいたします。

【望来古平風力発電株式会社 渡辺氏】

本日は当会社の望来の風力発電に関しまして、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

まず、私の自己紹介を少しさせていただきますが、私は昔から今に至るまで酪農家をやっています。JAの方もいますけれども、私もJA稚内で理事をやっております。

そしてどうしても酪農家も高齢化ということで、うちの会社としては25年ほど前からコントラクター事業と言いまして、農家のお手伝い、牧草の収穫作業、堆肥の散布、畑起こしなど、そうした事業をメインでやっています。従業員は70人ほどです。夏の忙しいときには、帯広などにも行ってますし、南の方は苫前の方まで牧草の収穫に行っている会社であります。

私も地区に60年間住んでいますが、60年前から比べると人口も減っており、学校はなんとか残っております。私の地区では私のやることに対して、皆さんが賛同してくれて、学校も少しずつ人数が逆に増えてきております。それでどうしてもそこで風力発電をやりたいということで15年ほど前から風力発電事業を考えて、そして6年ほど前に実証実験枠ということで当たり、やっと今年完成しました。来年の2月から10基30,000kWを発電して送電する予定です。

そしてこれもまた北海道電力が去年の4月、5月に応募をかけまして、石狩望来地区で私も風力発電をやりたいと考えました。それというのも望来地区で、地区の人によると人口が減っているということであり、再来年辺りには望来の学校がなくなるという話も聞いていますけれども、それをなんとか、食い止めることはできなくても、減少を最小限に抑えて、地域に貢献したいと思っております。

それでは、事業の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。望来地区の風力発電規模は5,000kW未満。これは先ほど、佐々木課長さんがおっしゃったとおり、法アセス以

下の規模ですけれども、審議会の先生方の意見を聴取して、当社としても環境被害が最小限となるよう配慮した形で進めていきたいと思っております。

【株式会社建設環境研究所 瀧本氏】

続きまして私の方から説明させていただきます。事業名が「(仮称) 石狩望来風力発電事業」になります。これは方法書の4ページに記載がございます。総出力が最大5,000kW未満ということで、基数が2基。単基出力は2,500kW程度を予定しております。ですので、法アセスではございませんが、自主的ということで今回こうした手続きをさせていただいております。

そして、対象事業実施区域が厚田区の望来周辺ということで、こちら4ページ、5ページの図に書かせていただいております。詳細な配置は今後調査をして場所を決めていくのですが、大枠の地点については6ページ、7ページの図面に記載がございます。

そして、風力発電機の概要ということで8ページに記載がございます。単基出力2,500kWで、高さが地上高最長130mで予定しております。工事に関する概要事項ですが、それが9ページに記載してございます。2基ではございますが、道路工事、それから造成・基礎工事、それから据付工事、電気工事、こういったものを予定してございます。

ページを飛ばして12ページに工程の記載がございます。大枠は冬季休業等も含めますが、2年、3年程度の工期という形で考えてございます。輸送についてですが、こちらは14ページに記載でございます。石狩湾から陸揚げしまして、それから市道を通りまして、国道231号線を通りまして、道道527号線、望来当別線を使って現地の方に運び込む予定でございます。

そうしましたら、地域概況と方法書の調査方法等についてご説明させていただきます。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

方法書の17ページ以降が、地域概況の記載になります。こちらは色々調べてはございますが、かいつまんでご説明したいと思います。

21ページを開いていただけますか。まずは風況でございます。NEDOの風況マップで地上70m、対象事業実施区域が、概ね風力発電に適していると言われている風速6.5m/s以上の風況の地域でございます。次にページを飛ばしまして41ページ。この周辺における動植物の文献収集を実施してみたのですが、近くに海岸があるということで、鳥類の文献調査を行った結果、水辺で確認される種が多いということでした。そのため、少し内陸にある対象事業実施区域周辺の鳥類相とは少し異なる可能性があるということで、現地調査はその辺りに気をつけながら進めるべきかと考えております。

続きまして52ページで植生自然度、周辺の環境について整理してございます。対象事業実施区域周辺の自然度、主にこの赤枠の中ですと2と6。植生図と比べますと雑草群落、牧草地、トドマツ植林から成る、それこそ自然度の高くない、人工的な利用がなされている箇所であることが分かります。

続きまして、56ページでは景観資源について周辺を調べてございます。景観資源としては対象事業実施区域から海岸にかけての段丘、海岸沿いの海岸がございます。次に58ページで、主要な眺望点としましては、こちら身近な眺望点も含めて望来市街地を中心に何点かあるということと、周辺に集落があるということが分かります。

続きまして 82 ページになります。周辺の住居等についても、現地調査を含めて調べてございます。住居等の配置を見ますと直近で約 400m のところが最も近い住居になります。

またページが飛びますが、118 ページでは法令等の規制について整理してございます。この中では景観法と北海道景観条例に基づく景観計画区域の指定、これは一般地域で、特別地域以外は全体にかかる地域と、農業振興地域の整備に関する法律で農業地域に一部指定されております。一応ここまでが地域概況について整理した内容になっております。

それでは、次にこのような文献整理の結果を踏まえまして、具体的にどのように環境アセスメント、自主アセスを進めていくかということで、129 ページ以降が環境影響評価の項目の選定、調査、予測評価の手法についてのご説明になります。

環境影響評価項目の選定については、自主アセスということで日本風力発電協会の「小規模風力発電事業のための環境アセスメントガイドブック」を参考に進めております。129 ページの表 4.1-1 「事業規模及び地域特性と環境影響の関係」が、ガイドブックの小規模風力発電を考える際に実施した方が良いと挙げられている調査項目の 9 項目になります。この内、本事業では表 4.1-2 「環境影響評価の項目の選定」において現地の状況、事業規模、環境影響の関係を考慮して、騒音、動物、鳥類、景観を評価項目として選定しております。

130 ページ以降でその評価項目の選定理由及び非選定の理由を述べております。上からいきますと、騒音につきましては約 400m の位置に住居があることから選定しております。続きます超低周波音については、今年 5 月に公表された環境省の指針に従って、調査検討を進めていきたいと考えておりますが、人間の知覚閾値を下回ること、ほかの騒音源との比較で超低周波音の卓越が特に確認されていないということ、健康被害との関連を示す知見が確認されていないとの記載がありますので、これに基づいて非選定としております。続きまして動物における鳥類ですが、生息地の改変、施設の稼働によるバードストライクの可能性があることから選定してございます。続きます景観につきましては、主要な眺望点からの眺望景観が影響を受ける可能性があることから選定しております。電波障害、地形地質におきましては設置基数が 2 基と少ないため、影響範囲が小さいものとして非選定。植物に関しては改変面積が小さく、周辺畑地、人工草地が多いので、生育環境への影響は軽微として非選定としております。人と自然とのふれあいの活動の場につきましては、対象事業実施区域及びその周辺に存在しないということから非選定とさせていただいております。

続きまして (6)、選定を行いました騒音、鳥類、景観につきまして具体的な調査、予測手法についてご説明いたします。131 ページから 133 ページにかけて騒音の調査、予測評価についての手法を整理しております。実際の調査をどのような手法で行うかに関しましては、今年公表された環境省の「風力発電施設から発生する騒音等の測定マニュアル」など、最新の知見を参考にして調査を進めていきたいと考えております。騒音調査では、まず予測評価を行ったうえで、事前に環境騒音による影響の程度を考慮して、現地調査を実施する予定でございます。調査地点は 133 ページの図に示しておりますが、尾根上にある対象事業実施区域から少し下ったところにある住居、直近で約 400m の位置にある箇所で行う予定です。この地点において、年間の代表的な風況を踏まえて、1 季当たり 1 日から 3 日間の調査を行う予定でございます。予測評価につきましては、発電所の運転が定常状態となって、騒音に係る影響が最大となる時

期に、実行可能な範囲で回避・低減が図られているかどうか、最新の知見、基準類と整合が図られているかどうかの確認を行うことで対応したいと考えております。

続きまして鳥類調査の内容に移らせていただきます。134 ページから 139 ページにかけて鳥類の調査、予測評価による手法をまとめてございます。調査地点につきましては 136 ページから 138 ページの図に示してございますが、ルートセンサス法が 2 ルート、4 季（春夏秋冬）の調査。ポイントセンサス法が 2 地点、4 季（春夏秋冬）の調査で、これもルートセンサス法と同じ時期に実施します。また、猛禽類調査につきましては、4 月から 7 月の猛禽類の繁殖期に眺望点の取れる 2 地点において、連続した 3 日間、12 回の調査を考えております。

渡り鳥調査につきましては、2 定点において春季、秋季の 2 季に各季連続 3 日間、2 回の調査を実施することを考えております。調査方法はルートセンサス法と、ポイントセンサス法とし、周辺の環境において、生息する鳥類が的確に把握できるようなルート、ポイントの選定をしております。また、猛禽類と渡り鳥の調査につきましては、周辺の状況を広く押さえる必要がありますので、眺望の取れる場所をそれぞれ 2 地点ずつ設定しております。また予測評価では、生息環境の改変のほか、施設の稼動による衝突確率、年間衝突数を推定し、影響を予測して参ります。ここまでの鳥類の内容になります。

続きまして 140 ページ以降、最後になりますが、景観調査についての内容を整理してございます。調査は文献により抽出した 142 ページと 143 ページ、145 ページの方で挙げた地点、身近な眺望点を含む主要な眺望点 12 地点と、景観資源 9 地点と、主要な眺望景観 8 地点について調査を行います。調査範囲は対象事業区域及びその周囲から 9 km の範囲です。9 km という根拠ですが、景観的にほとんど気にならないとされる、最大垂直見込角 1 度を上回る範囲を設定しております。予測評価につきましては、対象事業実施区域との位置関係、フォトモンタージュ法による視覚的な表現方法、また垂直見込角から施設の存在による影響を予測しまして、環境影響は実行可能な範囲内で回避、または低減されているかどうかを検討するという内容でございます。

これらのように方法書の中では騒音、鳥類、景観について整理をしまして、今後現地調査の方を進めて参りたいと考えております。方法書の内容につきましては以上でございます。

#### 【菅澤会長】

はい。ありがとうございます。

では、また私の方から一点確認ですが、この騒音と低周波音の測定について、騒音は対象にするけれども、超低周波音は対象にしないということなのですが、具体的な調査の機器などを、超低周波音については測定ができないものを使うということなのか、あるいは測定はするけれども評価の対象にしないということなのか、どちらなのでしょう。

#### 【株式会社建設環境研究所 森田氏】

はい、騒音につきましては、私から回答させていただきます。現時点の計画では騒音計、超低周波音を測定する低周波音計ではなくて、騒音計を用いて騒音を測定する計画としています。

【菅澤会長】

それはどこまで測れるのですか。

【株式会社建設環境研究所 森田氏】

いわゆる騒音と呼ばれている音域です。

【菅澤会長】

超低周波音だとどこまでですか。

【株式会社建設環境研究所 森田氏】

超低周波音だと 20Hz 以下の低い周波数のものを指しますけれども、そこは測定できないものです。

【菅澤会長】

騒音計が測れるのは 20Hz 以上のものですか。

【株式会社建設環境研究所 森田氏】

以上のものです。

【菅澤会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。もう一点、それに関連するのですが、129 ページのガイドブックでは距離が近いと 1、2 基でも影響が及ぶ可能性があるというものが騒音と超低周波ということで、書いてあることは同じですよね。そして今回の 430m と言うと、非常に近い印象があるのですが、これについてガイドラインではこのように影響が及ぶ可能性がある」と記載されていますが、こちらの環境省の今年の 5 月の指針では、20Hz 以下は考えなくて良いと、そのように言い切っているものと捉えているのですかね。

【株式会社建設環境研究所 森田氏】

そうです。環境省が今年の 5 月に出されました「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」によりますと、超低周波音についても同時に検討されておりまして、その中で超低周波音につきましては、風車から特別に大きな音が出ているわけではないということと、健康被害について確認されていないという記載がございまして、それを基に出されました指針及びマニュアルについては騒音として記載され、超低周波音については影響がないと明記されていることから、今回は超低周波音を外す記載をしております。ただ私どもの方も超低周波音は懸念されてきた項目でもありますので、その辺りも方法書を縦覧するに当たって、皆さまからどのような意見が出されてくるかということを気にはしていた項目ではございます。

【菅澤会長】

気にはするというのは、つまり測るか測らないかということですか。

【株式会社建設環境研究所 森田氏】

そうですね、やることも検討して参ります。

【菅澤会長】

今の方法書ではやらないが、今後の意見によってはやるかもしれない。そういう考えですか。

【株式会社建設環境研究所 森田氏】

はい、そういうことです。

【菅澤会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。

はい、では委員の皆さまからどうでしょうか。

できれば高橋先生からお願いいたします。

【高橋副会長】

では少し私から話をさせていただきますが、先ほどご指摘があったように、アセスのガイドラインとしては、騒音と超低周波音については距離が近い場合には影響が考えられる、ということで、それはつまりアセス項目としてやりましょうということを言っているのだと思うのです。そして今年の5月に示された環境省の指針は、先ほど言われたように、あの一覧の中の調査の中では超低周波音として感覚閾値を越えるようなものはほとんど測定できていないということが分かっています。ただそれが必ずしも出ていないかと言ったら、あの中ではそうは言っていないですね。それから同じように健康影響についても、健康影響がないとは言っていないで、健康影響があるという知見が得られなかったことだけが分かったということが書いてあるだけであって、それをもって健康影響がない、超低周波音が出ていないというような評価には、多分できないと思います。そうであるならば、アセスの方にこういった項目をやりましょうということは、先ほども言いましたようにかなり距離が近いので、仮に距離が1 km 離れていますということであれば、一般的にはこう、という意見を色々データもありますので、ほかのものを持ってきてという考え方もあるかと思いますが、少なくとも、ここにいる皆さんは距離がかなり近いという認識は持っていますので、そうであれば、あえてやらないという方向に持っていく必要はあるのかと思います。

ちなみに、今年度になってから道内でもいくつか方法書が道南の風力発電の計画でも出ていると思いますが、そちらの方は確か、私も詳しくは見えていないのですが、超低周波音について対象として方法書の中では扱っているように思います。

それからもう一点、最後に先ほど騒音計の話をしていましたが、自前の騒音計を使うのであれば騒音計になってしまうのですが、もし借りるということであれば、今は1 Hz からずっと可聴域まで通して計れる騒音計がありますので、それほど手間にはならないと思います。

【株式会社建設環境研究所 森田氏】

はい、承知しました。ご意見頂きましたことを踏まえ、それから距離が近いということも踏まえまして、調査の方は前向きに検討して参ります。その場合超低周波音を計ることができる低周波音計を用いた測定といったことを前向きに考えていきたいと思います。

【菅澤会長】

そうですね、方法書というものはまさに、そういう方法をどうしましょうかという意見ですから。今まで我々も法律アセスについて何件か見てきましたが、その中でも距離はかなり近いと思いますし、どのアセスでも超低周波は大きな論点になっていますので、やはり方法書の中で除外してしまうのは今後の納得という意味でも、おススメはしないかと思います。前向きにご検討ください。

【株式会社建設環境研究所 森田氏】

はい、承知いたしました。

【菅澤会長】

では、その騒音も含めて、またそれに限らず、ご質問・ご意見をお願いします。

【松島委員】

今の話に関連してなのですが、シャドーフリッカーについても、地形を見ると尾根に建っていて、西側に下っていますよね。そうすると東側からの、特に朝のまだ太陽が低い時間帯に陽が差ししてくると思うので、そうすると基数は多くなくても、その 420m の地点にある住居は 1 時間、2 時間くらい特定の時間に結構影がかかるのではないかと思いますので、やはりその影響はあるのではないかと思います。

これは実際に建てて測るわけではなく、計算上で算出しますよね。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

はい、計算です。

【松島委員】

そうであれば、そこまで大変な作業ではないと思われるので、ぜひこれは入れていただいた方が、その住居に住まわれている方たちにとっても、問題ないという結論であれば安心できるのではないかと思います。ということで、シャドーフリッカーに関しても、今回は範囲が小さいと考えられるということで対象には入れていませんが、その範囲の中に一番近い住居が含まれてしまっているので、できればそこは計算していただいた方が良いのではないかと感じます。話を聞いていると、シャドーフリッカーが気になるという方は結構いらっしゃるのです。

それからもう一つ、景観に関してですが、主要な眺望地点からの評価という部分は良いと思うのですが、この一番近い住居の方たちに対しての景観に関する評価を、これは景観以外も含めてなのですが、もちろん聞き取りや説明などをされるとは思いますが、その際にこの方たちに

も、フォトモンタージュでも結構ですので、400m 先に風車が建ったときの姿を見ていただいて、それに対してどのように評価されるかという情報も入れていただければと思います。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

その周辺に住まわれている方々、一軒一軒は少し難しいかと思いますが、ある程度まとまって住まわれているところや、建設地に近いところ、直近のところに関しましては、景観の評価対象として考えておりますので、その辺りはしっかりと対応していきたいと考えております。

【株式会社建設環境研究所 森田氏】

あとシャドーフリッカーにつきましても意見が出されておりましたので、近い住居につきまして、法アセスのようなみっちりした計算と比べて、どこまでどうかということはまた検討いたしますが、まったくやらないということではなく、前向きに検討して参りたいと思います。

それから方法書で、今の段階で示しております約 400m、あるいは 430m とは、このエリアで書かせていただきました対象事業実施区域の最も近いところからの距離になりますので、実際に風車が建つ位置はこれから詳細を検討して参りますけれども、若干もう少し奥に入り、距離が離れることになると思います。

【菅澤会長】

はい、よろしいでしょうか。ほかにご意見・ご質問お願いいたします。

【長谷川委員】

事務局の方からでも良いのですが、どこかの地図で八の沢における風力発電事業計画との隣接関係を少しご説明いただければと思うのですが。

【事務局 佐々木課長】

はい。そうしましたら方法書の 5 ページ。なかなか口頭で説明しにくいのですが、今、長谷川委員からご指摘ありましたが、昨年、(仮称) 八の沢風力発電事業につきましての法アセスを当審議会で話し合いました。それは法に基づく市長意見を取りまとめさせていただいております。その事業区域がこの 5 ページの図でいきますと、真ん中に八幡町五の沢という印字がありまして、大体そこを中心とする楕円形で 3 センチぐらいのエリア、今回の事業計画区域の赤いエリアの南側と申しますか。

【長谷川委員】

次の 6 ページだとどうですか。図中の写真に隠れる辺りでしょうか。

【事務局 佐々木課長】

6 ページでいきますと、この下側に撮影地点の黒ぼちが 3 箇所ありますが、それよりももう少し下の等高線の辺りが八の沢の事業計画の北の端というような感じですね。ですから、この赤いエリアと八の沢事業計画は、この図でいきますと 200、300m くらい南側に位置していると思

います。ただこの事業につきましては、昨年の10月に準備書に対する経産大臣の勧告がなされて、その後、業者の方から特段連絡がないので、現在、勧告を踏まえて評価書を作成する作業中かと推測するところでございます。

【菅澤会長】

今の八の沢については、経産大臣の意見は大まかにどのような話がされているのですか。

【事務局 佐々木課長】

昨年10月の経産大臣の勧告でいきますと、総論といたしましては準備書の中で事後調査、環境保全措置で位置づけられている、環境監視を適切に実施するとともに、その結果を踏まえて追加的な環境保全措置を講ずるようなことを、準備書で掲げている調査、フォロー事項についてしっかりと対応するように、ということを求めています。また各論ですと鳥類、コウモリ類、水環境、風車の影、騒音とそれぞれの項目によりまして、それぞれ細かく必要な事項の勧告がなされているところです。

【菅澤会長】

長谷川先生、鳥類の生息状況としては似たような地域ですかね。

【長谷川委員】

そうですね、今回の予定地は比較的植生図や土地利用図も出されていましたが、既にもう耕地になっているところもあるので、そういう狭い環境としてみると、比較的影響の少ない土地利用をしている場所だとは思いますが。ただし、やはり鳥やコウモリなどは移動できますし、地域としてみると、もちろん似たような地域ですが、累積評価と言いますか、この辺りの先行計画との関連をどうお考えですか。

別事業者のところまで調査をすべきだというほどの意見ではないのですが、例えば、そういう先行している事業のデータを利用する、あるいは評価をするなど、その辺りは何かお考えはありますか。

【株式会社建設環境研究所 瀧本氏】

今おっしゃいましたとおり、別事業者さんですのでデータを頂けるかどうかという点が、我々としても気になる場所と言いますか、データを提供していただければ上手くそこも含めた形での評価というところに持っていけると思っております。活用できる部分は活用させていただいていこうという気持ちは持っております。

【長谷川委員】

なかなか難しいと思いますが、その辺りの働きかけなどは石狩市さんとしてもできるものですか。声かけをしてみるなど、あるいは少なくとも準備書までは出ているわけですね。ここに色々な情報収集をされてますが、その中に先行する事業者のアセス書における評価と言いますか、検討というのはいかがですかね。

【事務局 佐々木課長】

あくまでも任意で協力を求めるというような形にしなければならないかもしれませんが、準備書から日にちも空いてございますので、そういう部分を私の方から確認してみたいと考えます。ただ、いかんせん、準備書段階でございますので、確定した風車の配置などは、定まっていないというところもなかなかいかんともしがたい部分があるかと考えます。

【長谷川委員】

少し違う観点からも聞きたいのですが、今回の自主アセスの情報の公開の仕方はどのようにされる予定ですか。これまでも風発関連の事業はアセス書をダウンロードできない、公開時期が限定されているなど、非常に使いづらいものとしてかなり批判もされていると思いますが、今回のものに関しては、その辺りのことはいかがお考えですか。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

今のところ縦覧期間は11月6日から、12月6日を予定してます。そのほかにウェブの縦覧をさせていただいておりまして、そちらは少し期間を延ばす形で考えており、できる範囲で少し長めに設定したいと考えてございます。

【長谷川委員】

長めにはなるけれども、フリーにはならないということですね。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

そうですね、今のところそこまでは考えていません。

【長谷川委員】

少なくともその期間が終わってしまったら見れなくなってしまうということですか。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

はい。

【長谷川委員】

ダウンロードもできないのですか。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

そうですね、ダウンロードはできない設定にはさせていただいております。

【長谷川委員】

その辺りはほかの事業者さんにもいつもお聞きすることではありますけど、それはどうしてですか。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

一応著作物ということもありますので、ダウンロードした場合に、これは善意等の問題もあるのですが、勝手にそれが一人歩きしてしまうということは避けたい部分であるので、閲覧はできるだけ長い期間を設定させていただいて、色々見て、検討していただきたいと思いますが、ダウンロードして保管したり、よそに配布されてしまうということは避けたいところがございますので、このような措置を取らせていただいております。

【菅澤会長】

地域が集中すると同じような調査が重複すると思うので、事業者の同意が必要でしょうけれども、コンサルさん同士で調査データを有償で売買できるような形になると、もう少し実際に近い調査がもう少しリーズナブルにできるという印象は持っておりますので、石狩市さんも働きかけまでいくかどうか分かりませんが、声かけをしていただければと思います。

特に先ほどの説明では、文献調査だと石狩の浜の鳥と山の方だと違いがありそうだという話でしたが、おそらく八の沢の今の段階では、もう少し山の方のデータなどはあるのだろーと思いますので、どうか協力していただいた方が、地域にとっては良いと思っております。

【長谷川委員】

今、菅澤先生がおっしゃったように事業者さん同士でというのもあるでしょうけれども、例えば、第三者機関とかも使えない状態ということなので、累積評価と言いますか、相対評価みたいなものがないわけです。今回は確かに基数も少ないですし、規模も小さいですが、実際に、ここはもう既に二つ計画が出てきているわけで、今後またほかの事業者の計画が出てこないとも限らないわけですね。その場合、確かに各事業者の方は自分の予定地のところをアセス評価すれば良いかもしれませんが、石狩市の環境を守っていくという意味では、例えば、第三者機関、大学などほかの公的機関が評価をして、もう少し全体評価を必要とするかもしれないわけです。そういう意味では、少なくとも著作権は保持していただいても、著作権があるということは引用もできないということではないと思うので、当然それで出されているデータを、公共の利益のためにご提供いただくことなどをぜひ考えていただければと思うのですが、その辺りはいかがですか。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

今回、石狩市さんからゾーニング事業を実施するに当たり、データを提供してほしいとお話をいただきまして、そちらにはデータを提供することを考えております。

【菅澤会長】

はい、ありがとうございます。

【株式会社建設環境研究所 瀧本氏】

まったく情報を出さないというわけではなく、然るべき手続き、手順を踏めば、事業に関するデータはご提供させていただこうと考えてございます。

【長谷川委員】

ぜひお願いします。

【菅澤会長】

ほかの提案はいかがでしょうか。

【長谷川委員】

もう一点よろしいですか。方法書ですので、これからまず実地調査をすると思いますが、事後調査、あるいは保全措置に関するお考えもお聞きしたいです。

それはどういうことかと言いますと、どこの事業者さんにも言っていますが、例えば、事後調査を風車が建ったあとも、ぜひ同じようなモニタリングと言いますか、センサスをしていただきたいのですが、本来それを踏まえるのであれば、比較可能な調査方法が必要かと思うのです。それを前提としないのであれば、網羅的な調査をしてそれで終わりという調査方法もあるかと思うのですが、場合によっては、ほかの地域と、あるいは建ったあとにも比較が可能な調査方法が望ましいと思いますが、そこを踏まえた調査計画になっているのかという点をお聞きしたいです。

【株式会社建設環境研究所 佐藤氏】

調査方法に関しては、風車が建ったあとに影響が出そうであるということを踏まえて、事後に比較可能な調査方法は取ろうかと考えております。例えば、ラインセンサスであれば環境区分ごとにデータをプロットしていったり、ポイントセンサスですと、ポイントごとに環境を変えてデータを取っておりますので、同じ方法を今後必要であれば事後にも反映できるような調査方法は考えております。

【菅澤会長】

ほかはよろしいですかね。

はい、どうぞ。

【尾形委員】

石狩市の方にお伺いしたいのですけれども、長谷川委員からもお話があったように、今、とても近いところに別の事業者の計画が出されていますよね。石狩湾新港もそうですが、それぞれ別々の事業者が計画を出していて、それを全部つき合わせてみると、非常に風車が密集するという事態が石狩湾新港で既に起きていますよね。石狩はおそらく電力の大量消費地の札幌に近いということで、各事業者が風力発電を建てたいと思うような非常に優良な候補地なのだろうと思うのです。なので、この状況をこのままにしておいては、気がついたらあちらこちらに風車が建っているというようなことになり兼ねないと非常に危機感を覚えます。例えば、その辺りを石狩市がどうにかコントロールできるような、色々と法律の問題や国と道と市という行政の立場などもあろうかとは思いますが、そろそろその辺りのコントロールについて、もう少し考える必要があるのではないのかと感じましたけれども、どうでしょうか。

【事務局 佐々木課長】

まず始めに、複数の風車の計画が進行して参りまして、この環境審議会でも必要に応じてご意見を賜りながら、大儀でいきますと地球温暖化対策という部分と、それからエネルギーのベストミックスという部分で、経済産業省や環境省など、国として推進してきた部分に、市として関われる範囲で関わってきたところではあります。

ただ、現実を見ますと、今委員がおっしゃったように、計画が集中してきている場所が出てきているというところも感覚的に見受けられる部分もございますし、今日の案件でございますけれども、自然の豊かな、自然度の高いところの計画など、そういう部分が進んでいる状況です。そのような状況を踏まえまして、現在、市としては先ほどコンサルさんの方から少し出しましたが、風力発電の立地に関するゾーニング計画の検討と申しまして、色々な既存の科学的な知見や地形、風況など、そういう部分の諸条件を情報収集しまして、例えば、このエリアは風力発電に関してはどちらかと言うと、あまり好ましくないエリアではないかという判断や、逆に、風力発電をするとしたら、こういうエリアではないかというような部分を多くの方々のご意見を踏まえながら、市域全体、それから洋上も含めて、今一度、立ち止まって検討しようとしております。ただ、一方で今日の報告した事業のように、北海道電力様による募集と言いますか、求めに応じて、進行していく事業もありますので、そこは二段構えと言いますか、二刀流にはなってしまいますけれども、市としては風力発電ゾーニング事業という取組を通じて、今尾形委員がご懸念されているような今後の方向感と言いますか、市域やその地先の洋上における風力発電事業に関するまちづくりの方向性というものを見出していきたいと考えているところです。

このゾーニング事業に関しまして、実はこの環境審議会の菅澤会長始め、有識者の方々にも検討に加わっていただいております、来月以降になりますが、もう少し裾野を広げた色々な関係者の方々に集まっていまして、市としてはどういう状況で、今後風力発電についてはどのように関わっていくのかということ、議論する場を設けていきたいと思っています。この検討の状況につきましては、広報やホームページなどでもお知らせして参りますし、当然この審議会、先ほど来年2月に開催すると申し上げましたが、その中でも、進行状況などは報告させていただきたいと思っております。現在、実際にどういうことを考えているのかということをご説明できず恐縮ですが、もう取り掛かっているということでご理解いただければと思っております。以上でございます。

【尾形委員】

この環境アセスでは、この周辺環境に関してこのように考慮します、こういうことをこのようにしっかりと調べて、それに対してこのように配慮した計画で実行しますという報告であり、ここで審議する内容というのも、もう少しこちらを調べてくださいということや、評価の仕方が違うのではありませんかというような意見にとどまっているという印象です。その事業自体に対して、例えば、規模を考え直してくださいというようなことまでは、この場としては踏み込めないわけですね。ですので、これから取組もうとなさっているゾーニング事業に関しては、もう少しそういった意見も出せるような方向性で構築されていかれると良いと思います。

【菅澤会長】

はい、では3つ目の議題については以上、報告を受けましたということによろしいですかね。

今回は新しい委員の方もいらっしゃいますし、アセス法は難しいので、私の方で知る限りのことを短くご説明します。そもそもアセス法というのは許認可とは関係なく、例えば、大きなダムを自分で事業地を買収して作ったとします。それは私有財産ですから、本来自由ですけれども、例えば、希少な植物を絶滅させてしまうなど、環境の影響が多い場合がありますよね。そういうときに、しっかりと自分で調べて公表しようという法であり、公表したものを利害関係者、特に自治体、あるいは大臣が意見を言えるという程度のものであるため、それによって許認可が結びつくというものではないのです。ですから、行政が止めなさいと言ってものを無理にやると、一般的な非難が強いからやらない、あるいは変更するというように、大体は配慮してくれているようではあるのですが、アセス法というものの自体はそういうものです。元々歴史的には、日本はアセス法の導入が遅いのですが、導入した頃は、計画がもう完全に決まっているときに、アセスをやって、あとで意見を言っても遅いということがあり、今では評価書、準備書、方法書と、前段階からやっていこうというように、広がっているということです。その中で、今回の方法書というのは、自主アセスといって、法律とは関係ないのですが、法律に近いことをやります、ということを出していただいているということです。

方法書というのは、こういうことを今後これから調べようと思いますが、皆さんどう思いますかという意見を求めているものです。ですから、先ほど低周波を除外しますということに対して、やった方がよいではありませんかということ、市の意見としてこの審議会で言わせてもらったということです。そうすると事業者さんの方で、そういう意見があるのであれば調べてみようということで、調査対象を判断しているような状態です。そして、調査対象をこれでやります、こういう方法で調査しましたというように、本格的な影響評価書の前に準備書という段階でも見せていただき、意見が言えるというように、段階が色々あるのです。

風車は元々、アセスの対象ではありませんでしたが、色々なところで鳥類の問題、それから低周波、騒音などが各地でも問題になり、環境省としても放っておけないということで、環境アセスの対象にしようということが何年か前に決まりました。ですが、全てをとというわけではなくて、アセスとはそもそも大きな影響があるものを対象としているので、規模が7,500kW以上のものという法律があるというわけです。ですから、今回の事業については、そもそも法律は関係ないのですが、似たようなものを作るわけですから、似た形式に則って、ご意見を伺いますというのが先ほどの話ということです。

それからゾーニングの話につきましては、石狩市としては環境省委託事業であり、こういう問題を抱えているから、ゾーニングというのをやりますということであり、厳密に言えば、ゾーニングというのは都市計画法や土地利用規制で用いるものをゾーニングと言うのですが、今回のそれは色を分けてみましょうというもので、それによって許認可が結びついているわけではないので、厳密な意味でここは建てられる、ここは建てられませんというものを目指しているわけではありません。これも事務局と、私も委員なので、そういうすり合わせと言いますか、どういうつもりで作るのですかということでは、ここはダメですというものを、方法に

よっては作れるかもしれませんが、今回目指しているのはそうではなくて、おすすめ地域とおすすめでない地域、そういう色分けをしましょうと、環境という点で、色々な地図を重ね合わせてできたものを共有しましょうという趣旨ですので、許認可とは関係がないのです。

また、この行政としての石狩市と、あるいは政治としての石狩市、端的に言えば市長ですね。市長として風力発電はウェルカムですと言っているわけでもないし、良くないから規制しますと言っているわけでもない。私も札幌市民ですが、この石狩市で、こういう委員になって関わっているけれども、そういうことは聞こえてこないもので、行政の事務の方たちもトップがこう言っているわけでもないから、推進というわけでもないし、規制というわけでもないという感じであり、市民として反対意見もあるし、あるいは地域的に期待されてるという部分もあるし、その辺りはおっしゃるとおり、この環境審議会でなかなか議論を政治的にすることができていないと思います。それはやはり議会なり、市長なりというレベルの話なのかという気がしております。少なくとも私の理解はそのようなところですよ。

アセスに関する案件は、今後も増えるかもしれませんが、かなり大変な作業になって参りますので、新しい委員の先生方もよろしくをお願いします。

蛇足ながらそういう意見でした。

そのほかに事務局の方からございませんか。

**【事務局 佐々木課長】**

それでは一点確認事項でございますが、審議会議事録の作成についてです。従来より、記録につきましては全文記録、全文筆記、それから確認方法は菅澤会長と高橋副会長の2名で確認という形で進めて参りたいと考えておりますが、この場をお借りしまして委員の皆さまにご確認をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【事務局 佐々木課長】**

はい。事務局からは以上でございます。

**【菅澤会長】**

それでは、記録方法についてはこれでよろしいということにさせていただきまして、ほかにご意見がなければ、終了とします。よろしいですかね。

はい。本日は長時間にわたりお疲れ様でした。

以上を持ちまして、平成29年度第1回石狩市環境審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**【一同】**

お疲れさまでした。

平成 29 年 12 月 25 日 議事録確認  
石狩市環境審議会  
会 長 菅澤 紀生

平成 29 年 12 月 22 日 議事録確認  
石狩市環境審議会  
副会長 高橋 英明